

大崎町農業公社 基本計画

令和4年12月

大崎町農業公社設立準備委員会

1. 大崎町の農業の現況と課題

① 農地の利用状況

大崎町の固定資産税概要調書によると、大崎町の総面積 10,067ha*は地目別で田が 925.1ha、畑が 3,093.6ha となっており、総面積の 40%以上が農地となっている。(令和 2 年度時点)しかしながら、5 年前の平成 27 年度と比較すると、田が 68.6ha の減、畑が 210.5ha の減と 5 年間で約 280ha の農地が減少するなど、基幹産業である農業を支える農地維持の取り組みの必要性が年々増しているといえる。

(* 大崎町の総面積は令和 4 年 4 月においては 10,064ha)

地目別面積 (単位: ha)

| 区分 | 畑 | 田 | 山林 | 宅地 | 原野 | 雑種地 | 牧場 | 池沼 | その他 | 計 |
|---------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|------|------|---------|----------|
| 平成 27 年 | 3,304.1 | 993.7 | 3,080.9 | 773.3 | 329.1 | 239.5 | 61.9 | 18.6 | 1,265.9 | 10,067.0 |
| 令和 2 年 | 3,093.6 | 925.1 | 3,153.1 | 818.5 | 371.9 | 341.4 | 58.1 | 22.1 | 1,283.2 | 10,067.0 |
| 増減 | △210.5 | △68.6 | 72.2 | 45.2 | 42.8 | 101.9 | △3.8 | 3.5 | 17.3 | 0 |

(資料: 大崎町固定資産税概要調書)

耕作放棄地面積推移

| 年度 | 面積 | 増減 |
|-----|-------|-----|
| H22 | 158ha | |
| H27 | 165ha | 7ha |

(資料: 農林業センサス)

※R2 は該当する調査項目なし

② 農業従事者の状況 (経営体別, 個人経営者の年代別従業者数, 経営状況)

農林業センサスによると大崎町の農家戸数は平成 27 年時点では 1,413 戸であったものが令和 2 年時点においては法人を含め 651 経営体 (うち個人経営体は 616 経営体) と大幅に減少している。さらに令和 2 年時点における 60 日以上農業に従事した従事者数を年齢別で見ると、59 歳未満の従事者が 29.83%、60 歳以上の従事者が 70.17%と、従事者の高齢者割合が非常に高く、基幹産業である農業を支える若い人材の確保、育成が急務であるといえる。

農家戸数

| 年度 | 農家戸数 | 減少率 |
|-----|---------|---------|
| H22 | 1,776 戸 | |
| H27 | 1,413 戸 | △20.44% |
| R2 | 1,032 戸 | △26.96% |

(資料：農林業センサス)

15歳以上農業従事者数

| 年度 | 従事者数 (単位：人) | 減少率 |
|-----|-------------|---------|
| H22 | 1,949 | |
| H27 | 1,640 | △15.85% |
| R2 | 1,122 | △31.59% |

(資料：農林業センサス)

新規就農者数

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|-----------|-----|-----|-----|----|----|
| 人数 (単位：人) | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 |

(大崎町調べ)

年齢階層別の60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数

| 男女計 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 15~19 | 20~24 | 25~29 | 30~34 | 35~39 | 40~44 | 45~49 | 50~54 | 55~59 | 60~64 | 65~69 | 70~74 | 75~79 | 80~84 | 85歳以上 |
| 999 | 1 | 5 | 8 | 23 | 35 | 40 | 45 | 66 | 75 | 114 | 146 | 160 | 139 | 116 | 26 |
| (割合) | 0.1 | 0.5 | 0.8 | 2.3 | 3.5 | 4 | 4.5 | 6.61 | 7.51 | 11.41 | 14.61 | 16.02 | 13.91 | 11.61 | 2.6 |
| 60歳未満合計 | | | | | | | | | 298 | 60歳以上合計 | | | | | 701 |
| | | | | | | | | | 29.83 | | | | | | 70.17 |

(資料：2020 農林業センサス)

2. 公社機能の必要性

① 新規就農者、事業後継者の育成・確保

認定農業者への農地集積率が高まる一方で農家戸数は平成22年から令和2年で4割以上減少している。60歳以上の従事者が農業従事者全体の7割以上を占める現状を踏まえると、今後も基幹産業としての農業を維持、発展させるためには早急に新規就農者、事業後継者の育成・確保することが求められている。

認定農業者への農地集積率

| 年度 | 面積 | 総面積に占める集積率 | 増減 |
|-----|---------|------------|-------|
| H22 | 1,055ha | 11.1% | |
| H27 | 2,373ha | 58.0% | 46.9% |

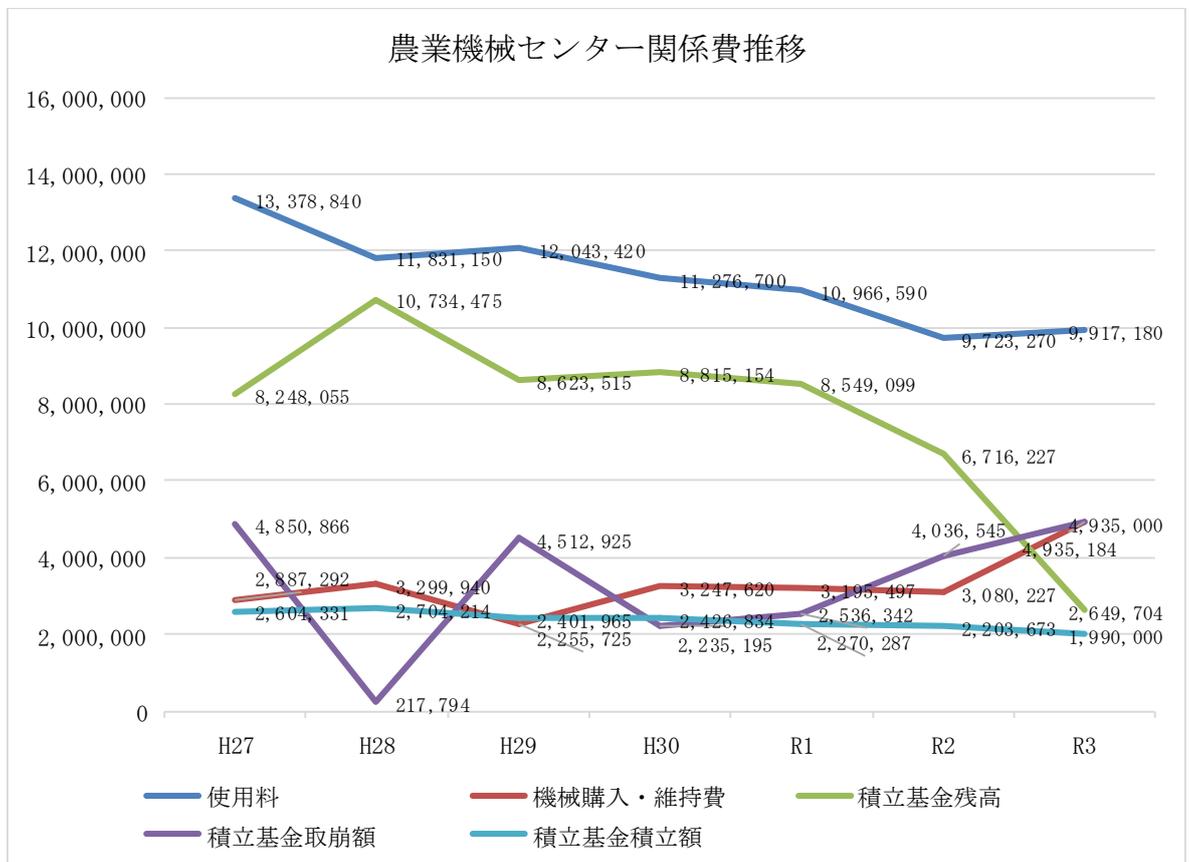
(資料：農林業センサス)

※R2は該当する調査項目なし

② 大崎町農業機械センターの再構築

農業構造改善事業を円滑に推進し、地域農業の振興を図る目的を達成するため昭和 39 年に設置された大崎町農業機械センターは、地域の農業経営体、特に個人農家の作業効率化、作業量軽減に大きな役割を果たしてきたが、保有する機械の老朽化による修繕費用の増加に加え、使用料の減少により、機械の維持修繕及び新規機械購入を目的として設置された農業機械等購入等積立基金の取り崩し額が増加しており、積立基金残額は減少の一途にある。農作業受委託や機械貸出などの事業は農業者の作業効率化、労働環境の改善、収益力の向上に必須であることから、農業者の求める受委託作業の把握に基づく農業機械の更新、受委託業務の再検討し、事業再構築を進める必要がある。

以上、2 点の必要性から、これらの役割を果たす新たな組織の設立が求められている。



3. 各種計画に示す大崎町の農業の方向性

基幹産業である農業は、地域経済の基盤であることから、大崎町の最上位計画である第三次大崎町総合計画において人材育成など、更なる発展による将来像が示されるとともに、農業振興地域計画においても具体的な取り組み内容と実現すべき目標が示されている。

① 第三次大崎町総合計画

- (ア) 重点目標 1 働きがいがある、働きやすいしごとをつくとともに、しごとを支えるひとを育てる

2030年の姿

「農業で稼ぎ、地域に元気を与えるまち」

- (イ) 重点プロジェクト 1-1 Big Top Agri プロジェクト

～次代の農業を担う新規就農者・農業後継者の確保に向けた支援策の拡大や、地域外からの人材確保につながる都市農村交流を推進します。

② 大崎町農業振興地域整備計画

- (ア) 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1. 農業を主とする農業者が、地域における他産業従業者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり370万円）、年間労働時間（主たる農業従業者1人当たり2,000時間以内）の水準を実現

- (イ) 第5 農業近代化施設の整備計画（P12）

1. 施設野菜については、地域の温暖で豊富な日照時間を利用し、きゅうり・ピーマンを中心に推進を図り、豊富な有機資材の活用による土づくりを実践し、～
2. マンゴー、パッションフルーツを重点品目として～今後は、新規就農や第三者への継承に取り組み～

- (ウ) 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画（P13）

1. 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

- (ア) U・Iターン者や他産業からの参入者の受け入れとして、町に研修制度を設け、農業者の育成に努め、～

- (エ) 大崎町農業振興地域整備計画基礎調査に関する基礎資料

1. 第7 農業就業者育成・確保の現状（P19）

- (ア) 1 新規就農者の動向及び見通し 令和3年～令和12年目標
33人

4. 基本方針

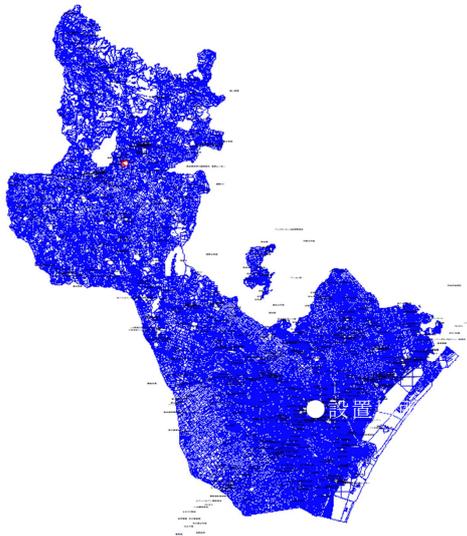
- ① 本町の基幹産業を担う農業者のさらなる経済的かつ社会的地位の向上と活力ある地域社会の維持・発展を後押するため、次に掲げる事業を担う新たな組織を設立する。
- (ア) 農作業の受託及び委託に関する事業
 - (イ) 農業機械等の利用貸付に関する事業
 - (ウ) 新規参入者及び事業承継者の育成・支援のための研修等を行う事業
 - (エ) その他、農家の経営安定やこの組織の自立度向上のために必要な事業

5. 大崎町農業公社（仮）の法人形態及び名称

法人の設置目的が「町から財産を提供し、その財産の運用を目的とした団体であること」及び「法人による事業が永続的に公益事業として運営されること」であるため、今回の法人の形態は財団法人とし、その名称を「一般財団法人大崎町農業公社（以下「公社」）」とする。

6. 公社の設置場所

公社は、農作業受委託事業における町全域への移動効率及び事務所整備に関する投資費用を考慮し、現大崎町農業機械センター（大崎町井俣 467 番地 1 ほか 4,277 m²）を改修し、同地に事務所を設置する。



7. 公社設置に必要な拠出金

公社の設立にあたっては、設立時に拠出金が必要となるが、拠出金を拠出する者及びその金額は次のとおりとする。

大崎町長 東 靖弘 2,100,000 円

そお鹿児島農業協同組合 代表理事組合長 竹内 和久 900,000 円

拠出金合計 3,000,000 円

8. 設立に向けたスケジュール

設立については多くの関係者による議論が必要ではあるが、町農業機械センターの現状を鑑みると、早急に公社を設立する必要があることから、丁寧かつスピード感をもって協議を進めることとし、協議、準備作業、登記手続きに必要な期間として概ね2年と捉え、令和5年度中の法人登記及び令和6年4月稼働に向けて準備を進めていく。

なお、詳細なスケジュールについては次のとおりとする。

| 年月 | 協議内容 | |
|---------|------|---|
| 令和4年5月 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・基本方針案について ・機械センター視察 |
| 令和4年11月 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の決定 ・幹事会における検討事項確認 ・事務所位置の決定 ・法人形態の決定 |
| 令和4年12月 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の決定 ・事務所改修案の決定 ・拠出金の決定 |
| 令和5年2月 | 第4回 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業部会の検討状況について |
| 令和5年5月 | 第5回 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規導入機械について |
| 令和5年8月 | 第6回 | <ul style="list-style-type: none"> ・定款の承認について ・役員案について ・報酬、規定案について ・理事長の権限に関する規定について ・求人募集項目等及び雇用人員数について ・収支シミュレーションについて ・受託作業料金について |
| 令和5年9月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・法人登記 |
| 令和5年11月 | 第7回 | <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況について |
| 令和6年3月 | 第8回 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の方向性及び長期計画見通しについて ・最終報告 (解散) |
| 令和6年4月 | | 公社正式稼働 |

*上記のスケジュールは令和4年12月時点における見通しとする。ただし、今後の協議の進捗状況により協議内容の変更及び予定が前後することが想定される。